

## 介護職員等特定処遇改善加算について

### ●Aグループ（経験・技能のある介護職員）

- ・介護福祉士（必須）
- ・介護職経験の合計が10年以上（経験年数の内、当法人での勤続が7年以上）
- ・月額 50,000円程度 支給

### ●Bグループ（その他の介護職員）

- ・介護職経験の合計が5年以上（当法人以外での経験年数のみでも可）
- ・月額 20,000円程度 支給

### ●Cグループ（その他の職種）

- ・当法人での勤続が1年以上の特養相談員、施設ケアマネージャー、事務職員
- ・月額 10,000円程度 支給

### ◆備考

- ・支給対象者は各グループ共に常勤職員
- ・支給年齢は60歳迄とする
- ・法人全体の加算総額と毎月対象者へ支給する総額との差額は、毎年5月に対象者へ一時金として支給し全額を消化する
- ・産休、育休の期間は介護職経験の年数・勤続年数に含まない